（様式第１－５号）

　市町村名：　大阪狭山市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | ①　人権相談分野（事業名：DV相談専用ダイヤルの開設　）  ２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　②．継続 【交付対象となった年度：令和３年度】  【 現 状 】  市民相談・人権啓発グループにおける人権相談では、ＤＶ相談の専用ダイヤルがなく、  　市役所の代表電話番号から交換を通して相談員に繋いでいたが、ＤＶ相談など他人に  相談していることを知られたくない人には、相談への心理的なハードルとなっていた。  そのため、相談者がより相談しやすい体制を整えるためにダイヤルインを導入した。  【現状における課題】  　スタートしたばかりの事業であるため、まだ認知されていない。  大阪狭山市のＤＶ専用相談ダイヤルについて広報誌やホームページを使い、恒常的に  周知を行い、相談のニーズを掘り起こしていく。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  令和３年６月１日から新たにＤＶ相談専用ダイヤルを設置し、広報誌やホームページに掲載  することにより周知を図った。相談には社会福祉士の資格を持った婦人相談員が対応した。 | |

（様式第１－５号）

　市町村名：　大阪狭山市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | ①　人権相談分野（事業名：人権いろいろ相談　）  ２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　②．継続 【交付対象となった年度：令和３年度】  【 現 状 】  市内には様々な国や地域から日本へ来た外国人が生活しており、生活全般にわたる  相談対応が必要である。  【現状における課題】  　日本語がほとんど話せない方が窓口に来た場合、当市で日本語教室を主催している方々の  協力を得ながら対応してきたが、状況によっては、迅速な対応が難しい。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  　日本語での会話が困難な相談者との相談を少しでも円滑に行うために、令和４年４月から  大阪府より配布された翻訳機をグループ内に設置。必要に応じて庁内への貸し出しを行った。  外国語の方向けの行政に関する情報や翻訳アプリのＱＲコードなどをまとめたチラシを  庁内に配架し、情報提供を行った。 | |

　市町村名：　大阪狭山市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | ①　人権相談分野（事業名：女性弁護士による法律相談　）  ２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　②．継続 【交付対象となった年度：令和３年度】  【 現 状 】  新型コロナウィルスによる生活環境や仕事への影響、ＤＶ相談の増加、女性自殺者数の  増加など、女性を取り巻く状況が悪化している。  女性の人権に関する啓発及び相談機会の確保のため、女性弁護士による女性のための法律相談  を設定した。※自分の性が女性であると自認する方も対象としている。  【現状における課題】  　当市での法律相談への需要は高い。「女性のための法律相談」を銘打つことで女性の人権や、  男女共同参画に関する取り組みについて考えてもらうきっかけとしたい。  また、男性弁護士に相談することに不安を感じるＤＶ被害者等の相談先の受け皿が必要である。    【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  ６月の男女共同参画週間と１１月の女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせて実施し  た。  広報誌で男女共同参画の特集ページを組み、女性の人権に関する意識の高揚や相談ニーズの  掘り起こしを図った。  担当の女性弁護士は大阪弁護士会の女性と子供の貧困部会等、女性の人権について取り組まれ  ている女性弁護士の派遣を依頼した。 | |

　市町村名：　大阪狭山市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | ①　人権相談分野（事業名：ＤＶ情報提供講座　　）  ２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　②．継続 【交付対象となった年度：令和３年度】  【 現 状 】  　ＤＶ被害の背景には、固定的差別役割分担意識や男女間の経済格差など社会的構造が関与  している。そのためＤＶ被害者が自分の被害に気付きにくい状況にある。    【現状における課題】  　ＤＶとは何か、生きづらさの原因はなにか、どのような相談先があるのかを知る機会が  必要である。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  　男女共同参画センター「きらっとぴあ」と共催で当市の婦人相談員がＤＶ情報提供講座を  行った。  　被害に遭っている当事者だけでなく、当事者の身近にいる人や自分には関係ないと思って  いる一般の方へＤＶに関する正しい知識や相談先などの情報を提供した。  　ＤＶ被害者がなぜ加害者から離れられないのか、どういった支援が必要なのか、なぜＤＶが  　起きるのかといったことを学ぶことで、ＤＶへの理解を深め、自分や周りの人のＤＶ被害に  気付くことで、これまで相談につながることのなかった方たちの掘り起こしに繋がった。 | |

　市町村名：大阪狭山市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | ①　人権相談分野（事業名：各種相談のオンライン化）  ２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 ①．新規  　２．継続 【交付対象となった年度：　　　　　】  【 現 状 】  　子育てや介護、心身の状況が思わしくないなど様々な事情で外出が困難な人は、相談に  市役所等に来ることができない。外出が困難な方の中にも人権課題を抱えた方がいるため、  相談の機会の確保が必要である。  【現状における課題】  　様々な事情から相談に行くことをあきらめている方に、相談できる機会を作る必要がある。    【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  　令和４年から弁護士相談、女性弁護士による法律相談、司法書士相談、女性の  ための相談のオンライン対応を常設した。子育てや介護で自宅を離れることが困難な方や  心身の不調から来庁が困難な方の相談の機会を確保することで、外出が困難な方々の抱える  課題を解決するための一助とすることができた。  オンライン相談に対応していることを、広報誌や市の子育て支援ガイドブックで周知した。 | |